

鋼船規則

規
則

S 編

危険化学品ばら積船

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 34 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

11 章 防火及び消火

11.1 一般 (IBC コード 11.1 関連)

11.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本編の適用を受ける貨物を運輸するすべての船舶は、次の(1)から~~(5)~~(6)によらなければならない。

- (1) タンカーとみなして R 編及び D 編 14 章に規定されるタンカーに対する要件を適用する。この場合、次の(a)から(d)に規定される要件を除き、総トン数 500 トン未満の船舶であっても、総トン数 500 トンのタンカーとみなす。
 - (a) R 編 4.5.10 に規定される要件については、総トン数 500 トン以上の船舶に適用する。この場合、“炭化水素ガス”を“引火性ガス”に読み替える。
 - (b) R 編 13.3.3 及び 13.4.7 に規定される要件については、総トン数 500 トン以上の船舶に適用する。
 - (c) R 編 10.2, 10.4 及び 10.5 (ただし, 10.5.5 は除く。)の規定の適用については、総トン数 2,000 トン未満の船舶であっても、総トン数 2,000 トン以上のタンカーとみなす。
 - (d) R 編 10.5.5 に規定される要件については、総トン数 2,000 トン以上の船舶に適用する。
- (2) 前(1)にかかわらず、R 編 1.1.1 (ただし, 1.1.1-2.を除く。), 10.8, 10.9 及び 21 章並びに D 編 14.4 は適用しない。
- (3) 前(1)にかかわらず、R 編 4.5.1-2.に定める主貨物制御場所の位置に関する要件は、適用する必要はない。
- (4) 前(1)にかかわらず、R 編 10.8 にかえて 11.3 を適用する。
- (5) 前(1)にかかわらず、R 編 10.9 にかえて 11.2 を適用する。
- (6) 前(1)にかかわらず、R 編 21.2.1-24.及び 21.2.3-22.は総トン数 500 トン未満の船舶及び船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録される船舶にそれぞれ適用する。

附 則

1. この規則は、2016年6月30日から施行する。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2015 年 7 月 28 日 / 2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016年6月30日 達 第34号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その1

S3 船体配置

S3.2 居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所

S3.2.1 を次のように改める。

S3.2.1 配置

-1. 規則 S 編 3.2.1 の適用上、塗料庫については、その仕様に関わらず、貨物エリア内に配置しないこと。~~ただし、船首部に配置される通常人が入らない塗料庫については、R4.5.1-7.によって差し支えない。~~

(-2.は省略)

附 則 (改正その1)

1. この達は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

S10 電気設備

S10.2 接地

S10.2.1 を次のように改める。

S10.2.1 接地

規則 S 編 10.2.1 の適用上、電氣的接地は ~~N5.7.42.1-5~~ の規定を準用する。

S11 防火及び消火

S11.4 特別要件

S11.4.1 特別要件

-2.を次のように改める。

-2. 粉末消火装置の消火剤の容量は次に示す容量のうち大なるもの以上とする。

(1) ~~規則 N 編 11.4.6~~ **N11.4.1** に示す *MSC.1/Circ.1315* に規定される容量

(2) 本消火装置が要求される貨物を同時積載する予定のある貨物タンクの合計甲板面積に対し、 $1m^2$ 当たり $1.5kg$

なお、その他の設備要件については、規則 N 編 11.4 に準じる。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。